

## 建築基準法施行令及び関連省令の一部改正案について（概要）

### 1. 背景

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数生じたことや、エスカレーターの脱落事案が複数確認されたこと等から、「建築物における天井脱落対策試案」、「エスカレーターの落下防止対策試案」をとりまとめ、平成24年7月31日から同年9月15日まで意見募集を実施したところである。意見募集を通じて寄せられたご意見を踏まえ、国土技術政策総合研究所においてさらに技術的検討を行い、今般、建築物等のさらなる安全性を確保するため、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び関連省令を改正することとする。

### 2. 改正の概要

#### I 建築基準法施行令（以下「令」という。）の一部改正について（別紙参照）

##### （1）以下の構造関係規定を改正し、天井の脱落防止措置について規定する。

- ① 天井の腐食等の防止措置を耐久性等関係規定に追加（令第36条及び令第39条）  
天井（安全上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものに限る。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれがあるものについては、その防止措置を講ずるものとするとともに、耐久性等関係規定に位置づけるものとする。
- ② 天井の脱落防止措置を仕様規定に追加（令第39条）  
天井の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。
- ③ 時刻歴応答解析に天井の構造計算を追加（令第81条第1項）  
天井が、地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめることとする。
- ④ 限界耐力計算に天井の構造計算を追加（令第82条の5）  
天井が、地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめることとする。
- ⑤ 既存不適格建築物の増改築における緩和要件に天井の脱落防止措置を追加（令第137条の2）  
建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物の増改築が法第86条の7の制限の緩和を受ける要件として、天井が、脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法に該当しなければならないこととする。

##### （2）エレベーター等の脱落防止措置等について規定する。

- ① エスカレーターの脱落防止対策の位置づけ（令第129条の2の4第1項）  
令第129条の12第1項第6号に追加するエスカレーターの脱落防止対策に係る規定を法第20条に基づく技術的基準のうち建築設備に係るものとして

定めることとする。

- ② エレベーター等における釣合おもりの脱落防止及び耐震性の確保（令第129条の4第3項及び令第144条第2項）

エレベーター及び遊戯施設にあっては、釣合おもりについて地震その他の震動により脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとし、また、構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることを確かめることとする。

- ③ エスカレーターの脱落防止（令第129条の12第1項）

地震その他の震動により脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

(3) エレベーター等の安全性を確保するための所要の改正を行う。

- ① 乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにおける安全装置等の設置が適用除外される構造方法の明確化（令第129条の11）

乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについて、安全装置等に係る規定が適用除外となる場合を、安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める構造方法として明確化する。

(4) その他

その他所要の改正を行う。

II 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）等の一部改正について

(1) 建築基準法施行規則の一部改正について

Iに伴い、確認申請書として提出する図書、計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更及び構造方法等の認定に係る手数料について所要の改正を行う。

(2) 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）の一部改正について

Iに伴い、指定性能評価機関に係る指定の区分について所要の改正を行う。

(3) その他

その他所要の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール

公布 平成25年5月頃（予定）

施行 平成26年4月（予定）

### 4. その他

(1) 「安全上重要である天井及び天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件等を制定・一部改正する告示案」に関するパブリックコメントの募集については、同日付で別途実施。

(2) 「地震その他の震動に対するエスカレーターの脱落防止対策に係る構造方法を定める件等を制定・一部改正する告示案（仮称）」に関するパブリックコメントの募集については、3月中を目途に実施予定。